

ご契約のお取り扱いについて

被保険者のご契約年齢と 基本保険金額（一時払保険料） *契約日における満年齢	50～75歳*	最低200万円／最高5億円／1万円単位	※同一被保険者につき変額 個人年金保険(09)のみ で通算し、左記金額を 限度とします。
	76～80歳*	最低200万円／最高1億円／1万円単位	
積立期間（運用期間）	1～40年 ▲ご契約後、年金支払開始日の変更はお取り扱いいたしません。		
年金支払開始年齢	51～90歳		
契約者配当金	ありません。		
契約者貸付	お取り扱いいたしません。		
増額	お取り扱いいたしません。		

▲ 生命保険契約者保護機構

アクサ生命は、「生命保険契約者保護機構」に加入しております。生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した年金額、給付金額、払戻金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、年金額、給付金額、払戻金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構（TEL03-3286-2820〈月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時〉ホームページアドレス：<http://www.seihohogo.jp/>）までお問い合わせください。

▲ ご契約の際には、「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」「特別勘定のしおり」を必ずご覧ください。

「契約締結前交付書面（契約概要/注意喚起情報）」「ご契約のしおり・約款」は、ご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について、「特別勘定のしおり」は、特別勘定資産の運用等についてご説明しています。必ずご一読のうえ、大切に保管してください。

▲ クーリング・オフ制度（ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除）の対象となります。

お申込み後、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日からその日を含めて8日以内であれば、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除のお申出*をいただいた場合には、お払い込みいただいた一時払保険料を全額返戻いたします。

*ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除の意思を表示した書面（封書）をアクサ生命に発信（8日以内の消印有効）いただくことをいいます。

この保険商品のご検討にあたっては、必ず、変額保険販売資格を持った株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者（生命保険募集人）にご相談ください。

● この保険の販売資格について

この保険の販売は、生命保険協会が実施する「変額保険販売資格試験」に合格し、生命保険協会に氏名が登録された者のみが行えます。株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者（生命保険募集人）の販売資格等に関しまして確認をご希望の場合には、アクサ生命の募集人登録等関係カスタマーサービスセンター（TEL03-5789-1310 9:00～17:00（土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く））までご連絡ください。

● 生命保険募集人について

株式会社三菱東京UFJ銀行の担当者（生命保険募集人）は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに、有効に成立します。

株式会社三菱東京UFJ銀行からのご説明事項

- 「生涯年金 NEO」にご契約いただくか否かが、株式会社三菱東京UFJ銀行におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 「生涯年金 NEO」は、アクサ生命保険株式会社を引受保険会社とする生命保険商品です。このため預金とは異なり、元本保証*はありません。また、預金保険制度の対象ではありません。
*ただし、年金支払開始日以後における既払年金累計金額と被保険者がお亡くなりになった場合の死亡一時金額の合計金額、および、積立期間（運用期間）中における死亡給付金額は、アクサ生命保険株式会社により最低保証されます。
- 株式会社三菱東京UFJ銀行は、「生涯年金 NEO」の引受保険会社であるアクサ生命保険株式会社の支払能力を保証するものではありません。

（お問い合わせ、ご照会）
募集代理店

 株式会社 三菱東京UFJ銀行

三菱東京UFJ銀行コールセンター【保険】

0120-860-777

月～金曜日9:00～17:00（祝日・12/31～1/3等を除く）

<http://www.bk.mufg.jp>

（引受保険会社に関するお問い合わせ、ご契約後のご照会）
引受保険会社

 アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 TEL 03-6737-7777（代表）
→ アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/life/>

お問い合わせ窓口：カスタマーサービスセンター

TEL 0120-933-399

9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

アクサ生命の投資型年金保険

生涯年金 NEO

変額個人年金保険（09）終身D3型

この商品は新規の販売を停止しています。
記載の内容は当資料が作成された時点のもので、既にご契約いただいているお客さま専用の参考資料です。新規のご契約のためにはご利用いただけません。

（募集代理店）

 株式会社 三菱東京UFJ銀行

（引受保険会社）

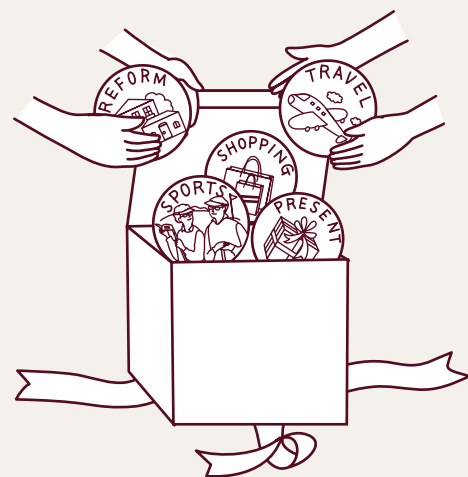
 アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

この保険の引受保険会社はアクサ生命保険株式会社です。株式会社三菱東京UFJ銀行は、アクサ生命保険株式会社の募集代理店です。

しっかりとふやす

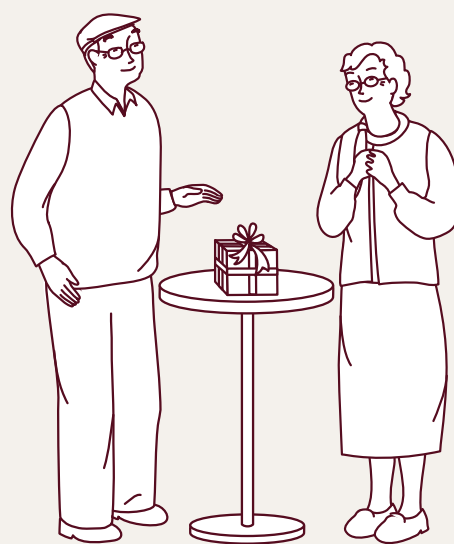
将来の楽しみのために
大切なお金を
しっかりとふやしていくことができれば
安心できると思いませんか？



将来の楽しみのために…

ずっと受け取る

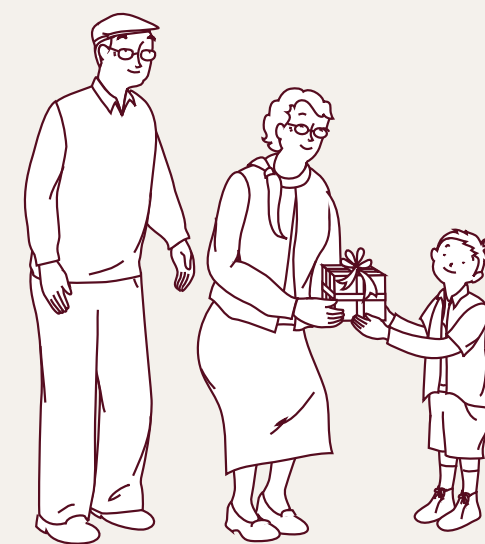
自分の楽しみのために、いくつになっても
定期的にお金を受け取れる財布を
手に入れることができれば、
嬉しいと思いませんか？



定期的に受け取れる嬉しさ…

大切な人にのこす

自分で使うだけでなく、
途中で万一のことがあった場合でも、
大切な人にのこすことができれば、
素敵だと思いませんか？



そして…
大切な人にのこす

そんなお手伝いを「生涯年金

NEO」が、させていただきます。

⚠ 投資リスクについて

この保険は、積立金額および年金額等が特別勘定資産の運用実績に応じて変動(増減)するしくみの変額個人年金保険です。特別勘定資産の運用は、投資信託を利用して国内外の株式および円貨建ての公社債等で行っており、株式および公社債等の価格変動と為替変動等にもなう投資リスクがあります。特別勘定資産の運用実績が積立金額に直接反映されます。特別勘定資産の運用リスクはご契約者に帰属し、ご契約者が損失を被ることがあります。運用実績によっては、ご契約を解約した場合の解約払戻金額等が一時払保険料を下回り、損失が生じる場合があります。

⚠ 諸費用について ※詳しくはP14をご参照

【ご契約時、積立期間(運用期間)中】
・契約初期費: 一時払保険料に対して5.0%
・保険関係費: 特別勘定の積立金額に対して
・運用関係費: 投資信託の純資産総額に対し

※運用手法の変更、運用資産総額の変動等の理由に

【一般勘定で運用する年金の支払期間

・年金管理費: 年金額に対して1.0%

※将来変更になる可能性があります。

ください。

および特別勘定終身年金支払期間中】

年率2.95%
て年率0.2205%程度
(税抜年率0.21%程度)

より、将来変更になる可能性があります。

中】(一般勘定で運用する年金に変更された場合)

【当資料にて使用している用語について】

※一部「ご契約のしおり・約款」等と異なる表記を使用しておりますのでご注意ください。

- 「受取総額保証金額」は、変額個人年金保険(09)終身D3型主約款に定める基準保証金額を意味します。
- 「ロールアップ保証金額」は、変額個人年金保険(09)終身D3型主約款に定める最低保証死亡給付金額の基準となるロールアップ保証金額、および基準保証金額(受取総額保証金額)の基準となる基本保険金額(一時払保険料)の年2.5%(単利)逓増金額を意味します。
- 「ラチェット保証金額」は、最低保証死亡給付金額および年金支払開始日における基準保証金額(受取総額保証金額)の基準となる金額で、積立期間(運用期間)中の積立金額の増加に応じて、最低保証死亡給付金額、および基準保証金額(受取総額保証金額)を年1回増加させる機能により確定した金額を意味します。
- 「特別勘定終身年金」は、変額個人年金保険(09)終身D3型主約款に定める保証金額付特別勘定年金を意味します。

◆将来受け取る年金額をふやすしくみ【積立期間（運用期間）中】

将来の年金額を確実にふやす
【ロールアップ保証金額】

- 運用実績にかかわらず、年金額の算出の基準となる受取総額保証金額が、毎年2.5%（単利）でふえます。

※ご契約時は基本保険金額（一時払保険料）と同額となります。

- ▲**ロールアップ保証金額が増加する期間は積立期間（運用期間）中のみで、最長10年間です。**

将来の年金額をさらにふやす
【ラチェット保証金額】

- 運用が好調な場合、運用実績に応じて、毎年1回、年金額の算出の基準となる受取総額保証金額が**増加するチャンス**があります。

※ご契約時は基本保険金額（一時払保険料）と同額となります。

※契約日以後、毎年の契約応当日に、その前日における積立金額と、それまでに確定しているラチェット保証金額とを比較し、いずれか大きい金額が新たなラチェット保証金額となります。また、一度確定したラチェット保証金額は減少することはありません。

◆受け取りながらも年金額をふやすしくみ【年金支払期間中】

ずっと受け取りながらも、受け取る年金額をさらにふやす
【特別勘定終身年金／年金額の見直し】

- 特別勘定で運用しながら、年金を一生涯にわたりお受け取りいただけます。
- 毎年の年金額は、「受取総額保証金額×算出率（3.0%）」となります。
- 年金支払開始日以後も運用が好調な場合、新たに受取総額保証金額が見直され、年金額がさらにふえるチャンスがあります。

【受取総額保証金額の見直しについて】

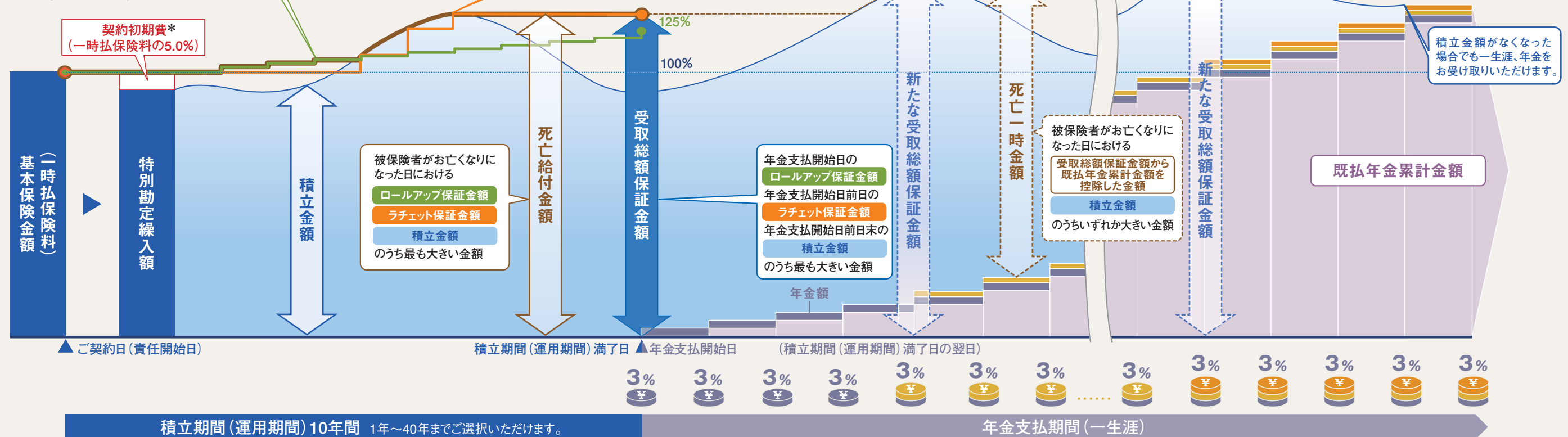


※毎年の年金支払日前日において「積立金額+既払年金累計金額」がそれまでの受取総額保証金額を上回った場合には、その金額を新たな受取総額保証金額として適用します。

- ▲途中で積立金額がなくなった場合には、その後の受取総額保証金額の見直しは行いません。

◆イメージ図

積立期間（運用期間）が10年の場合



- ▲ご契約後、年金支払開始日の変更はお取り扱いいたしません。
- ▲既払年金累計金額が基本保険金額（一時払保険料）および年金支払開始日における受取総額保証金額
- ▲受取総額保証金額は、年金額の算出の基準となる金額であり、あくまでも、年金支払開始日以後に年金受
- ▲ご負担いただく費用についてご確認ください。

この保険にかかわる費用の合計額は「契約初期費」、「保険関係費」、「運用関係費」の合計額となります。一般勘定で
* アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目（その日が休業日に控除した金額を特別勘定に繰り入れます。
※年金支払開始日における被保険者の年齢は、90歳以下である必要があります。
※年金支払日前日末に積立金額から年金額を控除します。
※記載の図はイメージ図であり、将来の積立金額、ラチェット保証金額、受取総額保証金額、年金額等を保証・予測するも

を上回るまでに長期間かかる場合があります。
取入に年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額です。

運用する年金の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。費用についての詳細は、P14をご参照ください。
あたる場合には、翌営業日）のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日末に、一時払保険料から契約初期費（5.0%）を

のではありません。なお、災害死亡給付金額は表示しておりません。死亡保障についての詳細は、P8をご参照ください。

◆年金額について

毎年の年金額は、受取総額保証金額に算出率(3.0%)を乗じた金額となります。

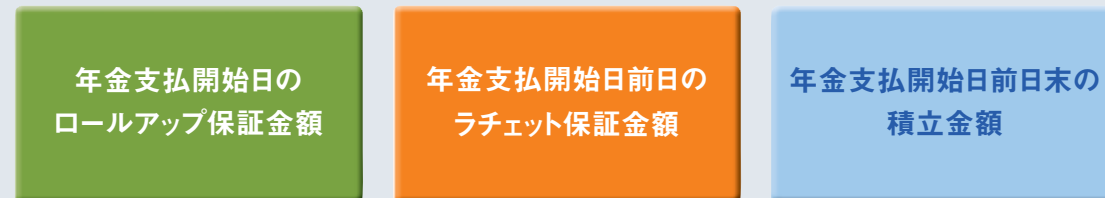
●特別勘定による運用が好調で、受取総額保証金額が見直された場合、受け取る年金額が増加します。

$$\text{年金額} = \text{受取総額保証金額} \times 3.0\%$$

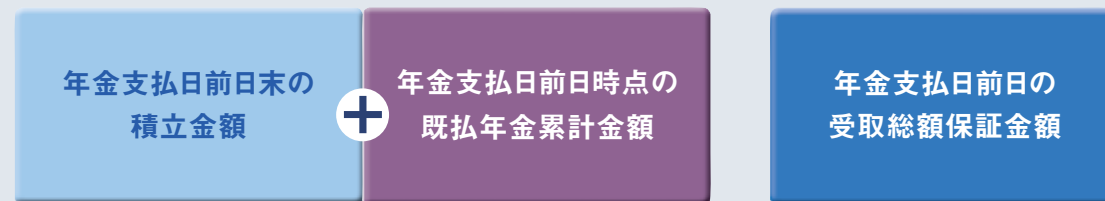
◆受取総額保証金額とは…

受取総額保証金額とは、年金額の算出の基準となる金額です。
受取総額保証金額は、以下の通り決定されます。

●年金支払開始日における受取総額保証金額は、次のうちもっとも大きい金額となります。



●第2回年金支払日以後の受取総額保証金額は、次のうちいずれか大きい金額となります。



- ▲ 受取総額保証金額は、積立期間(運用期間)中にご契約を解約する場合、もしくは、年金支払期間中に積立金額を一括でお受け取りいただく場合には保証されておられません。
- ▲ 受取総額保証金額は、あくまでも、年金支払開始日以後に年金受取人に年金でお受け取りいただくことを前提とした保証金額です。
- ▲ 受取総額保証金額(ロールアップ保証金額、ラケット保証金額)を享受できるのは、特別勘定終身年金でお受け取りいただく場合に限りです。

【ご参考①】基本保険金額(一時払保険料)からみた年金額の最低金額早見表

【例】基本保険金額(一時払保険料)を1,000万円とした場合、積立期間(運用期間)を3年とすると、年金額の最低金額は32.2万円となります。

基本保険金額 (一時払保険料)	積立期間(運用期間)			
	1年	3年	5年	10年
300万円	9.2万円	9.6万円	10.1万円	11.2万円
1,000万円	30.7万円	32.2万円	33.7万円	37.5万円
2,000万円	61.5万円	64.5万円	67.5万円	75.0万円

※上記年金額は最低金額を表示しています。運用が好調な場合には年金額は増加することがあります。

※上記の表については、運用実績を考慮に入れず、各積立期間(運用期間)経過後のロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の年金額を、千円未満を切り捨てて表示しています。

【ご参考②】年金額からみた基本保険金額(一時払保険料)早見表

【例】年金額を最低60万円(月額5万円)確保したい場合、積立期間(運用期間)を3年とすると、基本保険金額(一時払保険料)は1,861万円となります。

年金額 (最低金額)	積立期間(運用期間)			
	1年	3年	5年	10年
24万円 【月額2万円】	781万円	745万円	712万円	640万円
36万円 【月額3万円】	1,171万円	1,117万円	1,067万円	960万円
60万円 【月額5万円】	1,952万円	1,861万円	1,778万円	1,600万円

※上記年金額は最低金額を表示しています。運用が好調な場合には年金額は増加することがあります。

※上記の表については、運用実績を考慮に入れず、各年金額から逆算し、その年金額を最低限受け取るために必要な基本保険金額(一時払保険料)を、万円未満を切り上げて表示しています。

▲ 上記記載の年金額は、年金に係る雑所得に対して課税される所得税・住民税は考慮しておりません。

年金のお受け取り方法について

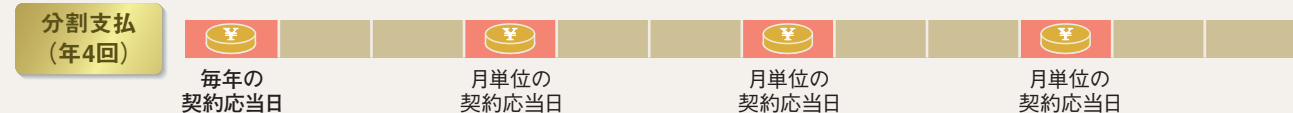
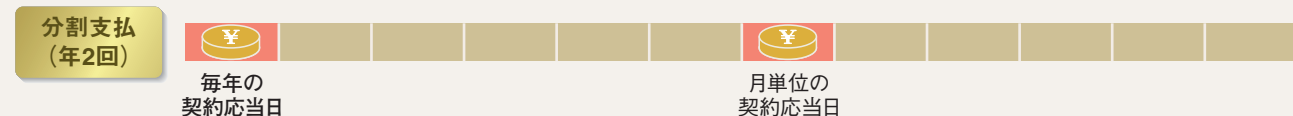
- 年金支払開始日は積立期間（運用期間）満了日の翌日で、2年目以後の年金支払日は年単位の契約応当日となります。
- 年金の受取方法は、年1回のお受け取り以外に、年2・4・6回のいずれかによる分割支払や、年金支払日を年2日まで任意にご指定いただくことも可能です。*1
- 年金支払日の翌日から起算して5営業日以内*2に年金をお受け取りいただけます。

【年1回、お受け取りするイメージ】



【分割でお受け取りするイメージ】

- 年6回に限り、奇数月受取（年金受取月：1月・3月・5月・7月・9月・11月）もしくは、偶数月受取（2月・4月・6月・8月・10月・12月）をご選択いただくことも出来ます。



【受取日を指定してお受け取りするイメージ】



※年金額の分割支払の場合、分割後（2回目以後）の金額にはアクサ生命が定める利率により計算した利息を支払います。
 ※年金支払日を任意の日にご指定いただく場合、任意の支払日までの期間はアクサ生命が定める利息をつけて据置きます。
 *1 年金額の最低金額は15,000円です。分割で受け取る時等の毎回の年金額も15,000円以上であることが必要です。
 *2 第1回目の年金については、年金支払開始日の5営業日前までにアクサ生命の当社に必要な請求書類をお送りください。

【ご参考③】既払年金累計金額が基本保険金額（一時払保険料）および年金支払開始日における受取総額保証金額を上回るまでにかかる最長期間

【前提条件】基本保険金額（一時払保険料）が1,000万円で、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合

積立期間（運用期間）	受取総額保証金額	算出率	毎年の年金額	既払年金累計金額が「基本保険金額（一時払保険料）」を上回るまでにかかる最長期間	既払年金累計金額が年金支払開始日における「受取総額保証金額」を上回るまでにかかる最長期間
1年間	1,025万円	3.0%	30.75万円	最長34年	最長35年
2年間	1,050万円		31.50万円	最長34年	最長36年
3年間	1,075万円		32.25万円	最長35年	最長37年
4年間	1,100万円		33.00万円	最長35年	最長38年
5年間	1,125万円		33.75万円	最長35年	最長39年
6年間	1,150万円		34.50万円	最長35年	最長40年
7年間	1,175万円		35.25万円	最長36年	最長41年
8年間	1,200万円		36.00万円	最長36年	最長42年
9年間	1,225万円		36.75万円	最長37年	最長43年
10年間	1,250万円		37.50万円	最長37年	最長44年

※上記の期間は、契約日からの期間を表示しています。また、1年未満は切り上げて表示しています。
 ※上表はあくまでも、ロールアップ保証金額が受取総額保証金額となった場合の期間を表示しているものであり、運用が好調でラチェット保証金額または積立金額が受取総額保証金額となった場合、または、年金支払期間中に年金額が見直された場合には、上記の期間は短縮されます。

▲既払年金累計金額が基本保険金額（一時払保険料）もしくは受取総額保証金額を上回るまでには長期の期間を要しますので、長期の運用、長期のお受け取りを前提に本商品をご検討ください。

死亡保障について

- ▲死亡給付金額と死亡一時金額の最低保証は、アクサ生命が行います。
- ▲被保険者が責任開始日からその日を含めて2年以内に自殺した場合や、死亡給付金受取人の故意により死亡された場合などは、死亡給付金などをお支払いできないことがあります。

	給付金名称	給付金額	給付金受取人
積立期間（運用期間）	死亡給付金	被保険者がお亡くなりになった日における右記のうち最も大きい金額をお支払いします。 ロールアップ保証金額 ラチェット保証金額 積立金額	死亡給付金受取人
年金支払開始日前に死亡された場合	災害死亡給付金	対象となる不慮の事故や所定の感染症によりお亡くなりになった場合には、基本保険金額の10%を死亡給付金額に加算してお支払いします。	死亡給付金受取人
年金支払開始日前に所定の不慮の事故や所定の感染症により死亡された場合	死亡一時金	被保険者がお亡くなりになった日における右記のうちいずれか大きい金額をお支払いします。 受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額 積立金額 ▲受取総額保証金額から既払年金累計金額を控除した金額と積立金額がいずれもゼロとなるときは、死亡一時金はお支払いしません。	年金受取人*1

*1 年金受取人が、お亡くなりになった被保険者と同一人で、後継年金受取人が指定されている場合には、後継年金受取人にお支払いします。
 ※契約日から特別勘定繰入日前日までの期間中に被保険者がお亡くなりになった場合には、死亡給付金額は被保険者がお亡くなりになった日における基本保険金額となります。

年金支払特約

死亡給付金額（災害死亡給付金額）または死亡一時金額を、一時金にかえて遺族年金（一般勘定で運用する年金）としてお受け取りいただくこともできます。

- ▲この特約の年金額はご契約時に定まるものではありません。
- ▲将来お受け取りになる年金額は、年金基金設定時点の基礎率等（予定利率*、予定死亡率等）に基づいて計算され算出されます。

*予定利率とは、年金額を計算する際に適用される利率をいいます。

後継年金受取人について

年金受取人が死亡された場合には、あらかじめ指定した後継年金受取人が年金受取人の権利を承継することができます。

- 後継年金受取人の指定は1名のみとなります。複数人指定することはできません。
- 後継年金受取人は、ご契約期間中いつでもご指定いただけますが、変更することも可能です。

解約、年金の一括支払等のお取り扱いについて

▲解約払戻金額、年金の一括支払金額(積立金の一括支払金額)は、運用実績により増減し、ご契約の経過年数にかかわらず一時払保険料を下回る場合、または、全くない場合があります。また、解約払戻金額に解約控除はかかりません。

◆積立期間(運用期間)中

▲解約払戻金額に最低保証はありません。

全部解約	解約払戻金額＝アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日(解約日)における積立金額
一部解約	解約払戻金額＝ご指定いただいた金額

※解約日が特別勘定繰入日より前となる場合は、解約払戻金額は基本保険金額(原則として一時払保険料と同額)となります。

※以下の場合、一部解約のお取り扱いはいたしません。

- 一部解約請求金額が3万円未満となる場合。
- 一部解約日前日における積立金額から一部解約請求金額を控除した金額が50万円未満となる場合。
- 一部解約日の一部解約前の積立金額が、一部解約請求金額以下となる場合。
- 一部解約後の基本保険金額が50万円未満となる場合。

- 一部解約をした場合、基本保険金額も、一部解約前の積立金額に対する一部解約後の積立金額の割合と同一割合で減額されます。
- ロールアップ保証金額、ラケット保証金額も、一部解約前の基本保険金額に対する一部解約後の基本保険金額の割合と同一割合で減額されます。

$$\text{一部解約後の基本保険金額} * 1 = \text{一部解約前の基本保険金額} \times \left(\frac{\text{一部解約前の積立金額} - \text{一部解約請求金額}}{\text{一部解約前の積立金額}} \right)^{*2}$$

*1は円未満を四捨五入、*2は小数点第5位未満を四捨五入

◆年金支払期間中

▲年金の一括支払金額(積立金の一括支払金額)に最低保証はありません。

一括支払	払戻金額＝アクサ生命の本社が一括支払の請求書類を受け付けた日の翌営業日における積立金額
減額	払戻金額＝減額前の積立金額から減額後の積立金額を控除した金額

※積立金額がなくなった場合には、以後の払戻金額はありません。

※積立期間(運用期間)が5年以内となる場合には、年金支払開始日における年金の一括支払のお取り扱いはいたしません。

※積立金額がなくなった場合には、以後の払戻金額はありません。

※減額後の受取総額保証金額が50万円未満となる場合には、減額のお取り扱いはいたしません。

- 減額をした場合、アクサ生命の本社が請求書類を受け付けた日の翌営業日を基準として、減額前の受取総額保証金額に対する減額後の受取総額保証金額の割合と同一割合で、積立金額が減額されます。
- 減額後の毎年の年金額は、減額後の受取総額保証金額をもとに改めて算出した金額となります。また、減額前にお受け取りいただいている既払年金累計金額も、減額前の積立金額に対する減額後の積立金額の割合と同一割合で減額されます。

$$\text{減額後の積立金額} = \text{減額前の積立金額} \times \frac{\text{減額後の受取総額保証金額}}{\text{減額前の受取総額保証金額}}$$

特別勘定について

▲特別勘定における主なリスクについて

特別勘定の運用には、以下のリスクがあり、投資対象資産の値動き等により、ご契約者がお受け取りになる年金額、解約払戻金額等が一時払保険料を下回る場合があります。

資産配分リスク	複数資産への投資(資産配分)を行った場合、投資成果の悪い資産への配分が大きかったために積立金額が一時払保険料を下回り、損失を被ることがあります。
株価変動リスク	経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響により株式の価格が変動し、積立金額が一時払保険料を下回り、損失を被ることがあります。
金利変動リスク	金利変動により、債券価格が変動し、積立金額が一時払保険料を下回り、損失を被ることがあります。
信用リスク	金融商品等の発行体の倒産等、経営・財務状況の悪化により、積立金額が一時払保険料を下回り、損失を被ることがあります。
カントリーリスク	金融商品等の発行国の政治・経済・社会情勢の変化により、金融商品等の価格が変動し、積立金額が一時払保険料を下回り、損失を被ることがあります。
為替リスク	為替相場の変動により、積立金額が一時払保険料を下回り、損失を被ることがあります。

特別勘定名	アロケーション20(09)B
投資配分	<p>米国株式 5% 日本株式 10% 欧州株式 5% 日本債券 80%</p>
利用する投資信託	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・グローバル・バランス(20/80)
各資産の運用の特色	<p>日本株式 TOPIX(東証株価指数、配当込み)をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。</p> <p>米国株式(為替ヘッジなし) S&P500株価指数(円ベース)をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。</p> <p>欧州株式(為替ヘッジなし) ダウ・ジョーンズ・ユーロ・ストック50種インデックス(円ベース)をベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。</p> <p>日本債券 バークレイズ・キャピタル日本10年国債先物インデックスをベンチマークとし、その動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。</p> <p>▲当ファンドが有する主なリスクは、資産配分リスク、株価変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、カントリーリスク、為替リスク等があります。</p>
運用関係費	投資信託の純資産総額に対して年率0.2205%程度(税抜年率0.21%程度)*
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社

* 運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。

信託報酬の他、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産総額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更・運用資産総額の変動等の理由により、将来変更になる可能性があります。

※特別勘定の種類、投資方針および運用協力会社は、将来変更になる場合があります。

※ご契約者は、特別勘定資産の運用方法について、一切の指図はできません。

※特別勘定には、各種支払等に備え、一定の現金、預金等を保有することがあります。

【特別勘定への繰り入れ】

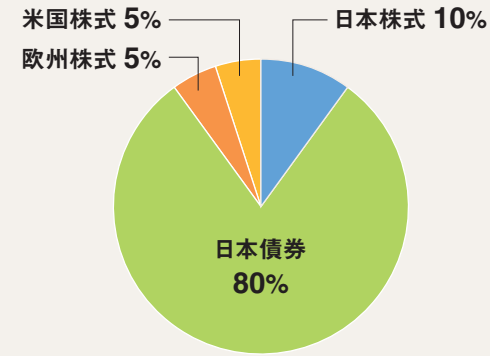
- アクサ生命がご契約のお申込みを承諾した日の翌営業日、または、契約日からその日を含めて8日目(その日が休業日にあたる場合には、翌営業日)のいずれか遅い日を特別勘定繰入日とし、その日末に、一時払保険料から契約初期費(5.0%)を控除した金額を特別勘定に繰り入れます。

【ご参考④】過去の参考指数を用いたシミュレーション

▲下記のデータは、主要指標（インデックス）の過去のデータをもとに事後的に作成・検証したもので、表示されたデータの確実性を保証するものではなく、また、将来にわたる運用の成果や実績を保証・

『生涯年金 NEO』の特別勘定の運用実績を示すものではありません。示唆するものではありません。

●アロケーション20(09)B 投資配分



利用する投資信託	適格機関投資家私募 アライアンス・バーンスタイン・ グローバル・バランス(20/80)
運用関係費	年率0.2205%程度(税抜年率0.21%程度)
利用する投資信託の委託会社	アライアンス・バーンスタイン株式会社
当ファンドの主なリスク	・資産配分リスク ・金利変動リスク ・カントリーリスク ・株価変動リスク ・信用リスク ・為替リスク

① アロケーション20(09)B 積立期間(運用期間)別累積収益(運用開始:1,000) 〈諸費用相当控除後・課税前・小数点以下切り捨て〉

積立期間(運用期間)	1年	5年	10年
最高	1,112	1,394	1,628
最低	769	875	820
平均	966	1,065	1,225
データ数	253	205	145

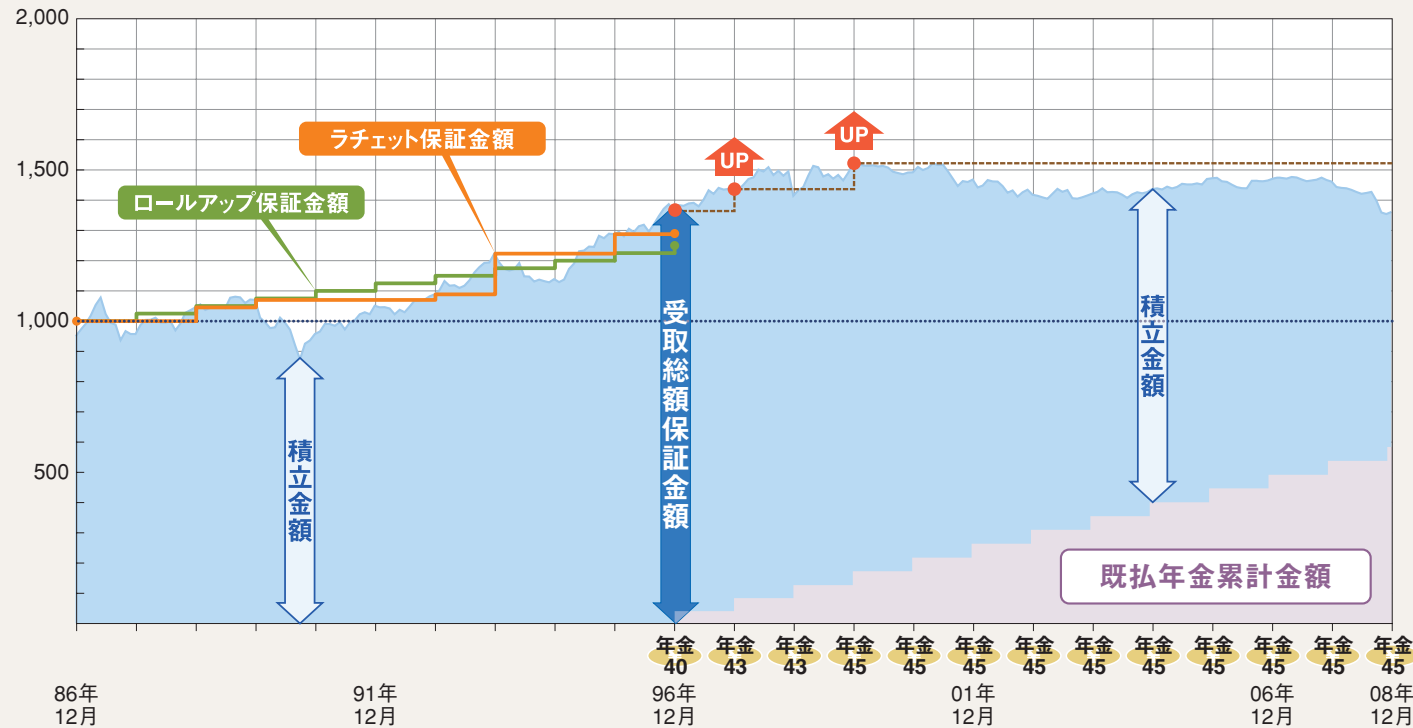
【算出前提条件(アロケーション20(09)B 積立期間別累積収益)】

アロケーション20(09)Bと同じ投資配分にて各運用開始月末*1に1,000投資。特別勘定繰入前に投資額(1,000)から契約初期費(5.0%)を控除し運用を開始。毎月末に投資配分に戻した前提で、各資産クラスの毎月の収益率から、下記の費用(運用関係費(年率0.2205%(税込))および保険関係費(年率2.95%))を月割りで控除したと仮定して累積収益を算出。結果、各積立期間(運用期間)満了時点における最高、最低、平均となった累積収益データを算出。

*1 積立期間(運用期間) 1年の運用開始時期:1986年12月末日~2007年12月末日の各月末
積立期間(運用期間) 5年の運用開始時期:1986年12月末日~2003年12月末日の各月末
積立期間(運用期間) 10年の運用開始時期:1986年12月末日~1998年12月末日の各月末

②-1 アロケーション20(09)B シミュレーション(運用開始:1,000) 〈諸費用相当控除後・課税前・小数点以下切り捨て〉

【アロケーション20(09)Bで1986年12月末日に1,000投資し、10年後から年金の受け取りを開始した場合(2008年12月末日まで)】



【算出前提条件(アロケーション20(09)B シミュレーション)】

1986年12月末日にアロケーション20(09)Bと同じ投資配分にて1,000投資。特別勘定繰入前に投資額(1,000)から契約初期費(5.0%)を控除し運用を開始。毎月末に投資配分に戻した前提で、各資産クラスの毎月の収益率から、下記の費用(運用関係費(年率0.2205%(税込))および保険関係費(年率2.95%))を月割りで控除し、積立期間(運用期間)を10年と仮定して算出。受取総額保証金額は、上記シミュレーション結果に、受取総額保証金額の決定方法を取り入れ算出。

【諸費用】契約初期費(一時払保険料の5.0%)、運用関係費(年率0.2205%(税込))、保険関係費(年率2.95%)

【参考指数】・日本株式:TOPIX(東証株価指数、配当込み) ・日本債券:1995年12月以前はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン日本長期国債先物理論価格
・欧州株式:Dow Jones EURO STOXX 50種株価指数(円ベース)

※データ対象期間:1986年12月末日~2008年12月末日

※データ出所:イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社(Copyright © Ibbotson Associates Japan, Inc. 著作権等すべての権利を有する同社から使用許

②-2 アロケーション20(09)B シミュレーション(運用開始:1,000) 〈諸費用相当控除後・課税前・小数点以下切り捨て〉

【1986年12月末日に1,000投資 10年後年金受取を開始した場合】

投資額 = 1,000	受取総額保証金額	年金額	既払年金累計金額 ①	積立金額 ②	①+②
契約日	1,000	0	0	950	950
1年	1,025	0	0	957	957
2年	1,050	0	0	1,045	1,045
3年	1,075	0	0	1,070	1,070
4年	1,100	0	0	957	957
5年	1,125	0	0	1,050	1,050
6年	1,150	0	0	1,088	1,088
7年	1,223	0	0	1,223	1,223
8年	1,223	0	0	1,139	1,139
9年	1,287	0	0	1,287	1,287
10年	1,365	40	40	1,324	1,364
11年	1,436	43	84	1,352	1,436
12年	1,436	43	127	1,287	1,414
13年	1,522	45	172	1,349	1,521
14年	1,522	45	218	1,273	1,491
15年	1,522	45	264	1,203	1,467
16年	1,522	45	309	1,108	1,417
17年	1,522	45	355	1,066	1,421
18年	1,522	45	401	1,035	1,436
19年	1,522	45	446	1,025	1,471
20年	1,522	45	492	977	1,469

【1998年11月末日に1,000投資 10年後年金受取を開始した場合】

投資額 = 1,000	受取総額保証金額	年金額	既払年金累計金額 ①	積立金額 ②	①+②
契約日	1,000	0	0	950	950
1年	1,025	0	0	948	948
2年	1,050	0	0	948	948
3年	1,075	0	0	925	925
4年	1,100	0	0	904	904
5年	1,125	0	0	890	890
6年	1,150	0	0	899	899
7年	1,175	0	0	936	936
8年	1,200	0	0	931	931
9年	1,225	0	0	933	933
10年	1,250	37	37	783	820
11年	***	***	***	***	***
12年	***	***	***	***	***
13年	***	***	***	***	***
14年	***	***	***	***	***
15年	***	***	***	***	***
16年	***	***	***	***	***
17年	***	***	***	***	***
18年	***	***	***	***	***
19年	***	***	***	***	***
20年	***	***	***	***	***

※11年目以後については、データ対象期間外のため「***」と表示しています。

【算出前提条件(アロケーション20(09)B シミュレーション)】

アロケーション20(09)Bと同じ投資配分にて1986年12月末日および1998年11月末日に1,000投資。特別勘定繰入前に投資額(1,000)から契約初期費(5.0%)を控除し運用を開始。毎月末に投資配分に戻した前提で、各資産クラスの毎月の収益率から、下記の費用(運用関係費(年率0.2205%(税込))および保険関係費(年率2.95%))を月割りで控除し、積立期間(運用期間)を10年と仮定して算出。受取総額保証金額は、上記シミュレーション結果に、受取総額保証金額の決定方法を取り入れ算出。

指数、1996年1月以後はBarclays Capital JGB 10y Futures Index ・米国株式:S&P500種株価指数(円ベース)

諾を得ている。)

年金の種類の変更等のお取り扱いについて

契約日から1年以上経過後であれば、特別勘定による運用を行わない年金に変更することができます。年金の種類の変更は、下記の4種類から選択可能です。

確定年金 [保証期間:5年~40年(1年きざみ)]	年金支払開始日以後、年金支払期間中の年金支払日に被保険者がご存命の場合、年金をお支払いします。また、年金支払期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、未払年金の現価を死亡一時金としてお支払いします。
保証期間付終身年金 [保証期間:5年・10年・15年・20年]	年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者がご存命の限り、年金を生産にわたってお支払いします。また、保証期間中に被保険者がお亡くなりになった場合は、残存保証期間中の未払年金の現価を死亡一時金としてお支払いします。
保証期間付夫婦連生終身年金 [保証期間:5年・10年・15年・20年]	年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者または被保険者の配偶者がご存命の限り、年金を生産にわたってお支払いします。また、保証期間中に被保険者と被保険者の配偶者がともにお亡くなりになった場合は、残存保証期間中の未払年金の現価を死亡一時金としてお支払いします。
一時金付終身年金	年金支払開始日以後、年金支払日に被保険者がご存命の限り、年金を生産にわたってお支払いします。また、被保険者がお亡くなりになった場合は、年金支払開始時の年金の現価から死亡日までの既払年金合計を差し引いた金額を死亡一時金としてお支払いします。ただし、死亡日までの既払年金合計が、年金支払開始時の年金の現価より大きいときは、一時金はお支払いいたしません。

▲年金の種類を一般勘定で運用する年金に変更した場合、受取総額の最低保証はなくなります。

税務のお取り扱いについて

一時払保険料	一般の生命保険料控除の対象(※個人年金保険料控除の対象とはなりません)																
解約時	所得税(一時所得) + 住民税(※解約払戻金額が一時払保険料を上回り差益が発生した場合)																
特別勘定終身年金受取時	所得税(雑所得) + 住民税(※契約者と年金受取人が異なる場合には、年金受取開始時に、年金受給権の評価額が「贈与税」の課税対象となります)																
年金の一括支払時(積立金の一括支払時)	所得税(一時所得) + 住民税(※払戻金額が一時払保険料を上回り差益が発生した場合)																
死亡給付金の受取時	<table border="1"> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>死亡給付金受取人</th> <th>課税の種類</th> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>本人</td> <td>配偶者または子</td> <td>相続税*1</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者または子</td> <td>本人</td> <td>所得税(一時所得) + 住民税</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者(子)</td> <td>子(配偶者)</td> <td>贈与税</td> </tr> </table>	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類	本人	本人	配偶者または子	相続税*1	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税
	契約者	被保険者	死亡給付金受取人	課税の種類													
	本人	本人	配偶者または子	相続税*1													
	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税													
本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税														
*1 ご契約者と被保険者が同一人で死亡給付金受取人が相続人の場合、他の保険契約の死亡保険金とあわせて死亡保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)が適用されます。																	
死亡一時金の受取時	<table border="1"> <tr> <th>契約者</th> <th>被保険者</th> <th>年金受取人</th> <th>課税の種類</th> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>本人</td> <td>本人</td> <td>相続税*2</td> </tr> <tr> <td>本人</td> <td>配偶者または子</td> <td>本人</td> <td>所得税(一時所得) + 住民税</td> </tr> </table>	契約者	被保険者	年金受取人	課税の種類	本人	本人	本人	相続税*2	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税				
	契約者	被保険者	年金受取人	課税の種類													
	本人	本人	本人	相続税*2													
	本人	配偶者または子	本人	所得税(一時所得) + 住民税													
*2 死亡保険金の非課税枠(500万円×法定相続人数)は適用されません。																	

【ご参考】相続財産の評価について

●死亡給付金額などに相続税または贈与税が課税される契約形態で、年金支払特約を付加することによりそれらの金額を年金でお受け取りいただく場合には、支払事由が発生した時点で年金受給権の評価額が課税の対象となりますが、その年金受給権は、相続税法第24条「定期金に関する権利の評価」により、以下のように評価されます。

※被保険者が生存されている間に年金支払特約を付加し、確定年金で受け取る場合に限ります。

残存年金支払期間	5年以下	5年超 10年以下	10年超 15年以下	15年超 25年以下	25年超 35年以下	35年超
年金受給権の評価割合	70%	60%	50%	40%	30%	20%

●契約者と被保険者が同一人で死亡給付金受取人が相続人の場合には、上記の評価額から、相続税法第12条「相続税の非課税財産」による非課税枠(他の生命保険金(被保険者がお亡くなりになった場合にお受け取りになるもの)に限ります)と合算して「500万円×法定相続人数*3」までを控除した金額が、課税対象額となります。
*3 相続を放棄した人も含まれます。

※記載の税務のお取扱いは、平成21年9月現在の税制に基づく一般的なお取り扱いをご案内しているものであり、将来変更される可能性があります。個別のお取り扱いについては、所轄の税務署に必ずご確認ください。

ご契約者が負担する費用について

▲この保険にかかわる費用の合計額は「契約初期費」、「保険関係費」、「運用関係費」の合計額となります。一般勘定で運用する年金の支払期間中は、他に「年金管理費」がかかります。

【ご契約時】

項目	費用	ご負担いただく時期
契約初期費	ご契約の締結等に必要費用	一時払保険料に対して 5.0% 特別勘定に繰り入れる際に、一時払保険料から控除します。

【積立期間(運用期間)中および特別勘定終身年金支払期間中】

項目	費用	ご負担いただく時期
保険関係費	既払年金累計金額と死亡一時金額の合計金額の最低保証、死亡給付金額の最低保証、災害死亡給付金額のお支払い、ならびに、ご契約の維持等に必要費用	特別勘定の積立金額に対して 年率2.95% 積立金額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、特別勘定の積立金額から控除します。
運用関係費	投資信託の信託報酬等、特別勘定の運用に必要な費用	投資信託の純資産総額に対して 年率0.2205%程度* (税抜年率0.21%程度) 特別勘定にて利用する投資信託における純資産総額に対して左記割合(率)を乗じた金額の1/365を、毎日、投資信託の純資産総額から控除します。

*運用関係費は、主に利用する投資信託の信託報酬率を記載しています。信託報酬の他、お客さまにご負担いただく手数料には、信託事務の諸費用、有価証券の売買委託手数料および消費税等の諸費用がかかりますが、これらの費用は運用資産総額や取引量等によって変動するため、費用の発生前に具体的な金額や計算方法を記載することが困難であり、表示することができません。また、これらの費用は特別勘定がその保有資産から負担するため、基準価額に反映することとなります。したがって、お客さまはこれらの費用を間接的に負担することとなります。運用手法の変更・運用資産総額の変動等の理由により、将来変更になる可能性があります。

【一般勘定で運用する年金の支払期間中】

一般勘定で運用する年金とは、確定年金・保証期間付終身年金・保証期間付夫婦連生終身年金・一時金付終身年金を意味します。(年金支払特約等によりお受け取りいただく年金を含みます。)

項目	費用	ご負担いただく時期
年金管理費	年金のお支払いや管理等に必要な費用	年金額に対して 1.0%* 年金支払日に責任準備金から控除します。

*年金管理費は、将来変更になる可能性があります。

ご契約者への情報提供サービスについて

	郵送によるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●ご契約現況のお知らせ ご契約ごとに毎年4回 ●変額個人年金保険(09)終身D3型(特別勘定)決算のお知らせ 事業年度決算後、特別勘定の運用実績や運用収支状況(毎年7月末頃)
	電話によるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●契約内容、特別勘定の運用状況についてのご照会 ●契約内容の変更や給付金請求などの各種手続き ●各種お問い合わせ
	インターネットによるサービス	<ul style="list-style-type: none"> ●会社案内、商品案内 ●ユニット・プライス推移、特別勘定の運用実績 ●「ご契約者(年金受取人)さま専用インターネットサービス*」によるご契約内容の照会(積立金額、ユニット・プライス、死亡給付金額など)

*「ご契約者(年金受取人)さま専用インターネットサービス」の利用には事前の登録が必要です。